市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について

市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月8日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例 (昭和31年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第7条中「、第5条の2及び前条」を「及び第5条の2」に改める。 別表第4を別紙のように改める。

別表第7を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年4月1日前に従事した消防団員の災害出動、警戒又は訓練に係る 費用弁償については、なお従前の例による。

別表第4

年額報酬

職名	報酬
消防団長	年額 147,500円
副団長	" 118,500円
分団長	90,000円
副分団長	" 67,000円
班長	" 40,000円
団員	" 36,500円

出動報酬

区 分		報酬	
災害出動(放水活動その他の危険と認められる業 務に従事した場合)	日額	8,000円	
災害出動(前項の業務以外の業務に従事した場合)		3,500円	
警戒		3,500円	
訓練	11	3,500円	

理 由

消防団員の処遇を改善するため、災害出動等に係る出動報酬を創設し、その額を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。